

(51) 空き家バンク成約引越費用補助金

【担当部署】 企画課定住促進係
【電話番号】 0167-44-2133

【窓口の場所】 役場庁舎 2階

【ホームページアドレス】

【補助金の内容】

- ・ 町内の空き家等の有効活用及び町内への移住・定住の促進を図るため、中富良野町空き家バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）に入居する移住者に対して補助する。

【補助対象者】

- ・ 次に掲げる要件の全てを満たす方
- ①本町への移住・定住を目的として、登録物件を購入又は賃借し、居住する者
- ②5年以上継続して町内に定住する意思がある者
- ③本町へ転入前の市区町村において納付すべき税（以下、「町税等」という。）を滞納していない者
- ④転入・転居費用について、ほかの制度による補助（移転費・生活保護等）を受けていない者
- ⑤過去に本補助金の補助対象者となっていない者
- ⑥登録物件の所有者等と購入者又は借受人が3親等以内の親族でない者
- ⑦補助対象者本人及びその世帯の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員が含まれていない者
- ⑧補助対象者本人及びその世帯の構成員に、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていない者

【補助金額】

- ・ 補助対象経費の2分の1以内（上限5万円）～同一登録物件に対して1回限り
- ※1,000円未満の端数切り捨て

【補助対象経費】

- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、引越に直接要した経費で、運送業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定により国土交通大臣の許可を受け、又は届出をした者をいう。）に支払をした経費とする。
- ・ 事業者が行う電気やガス等の代行サービス料、エアコン・ハウスクリーニング料、不要品処分費等は対象外経費とする。

【実施期間】 令和3年度～

【申請に必要なもの】

- ・ 引っ越し前に申請書等の提出
（添付書類等：①引越費用に係る見積書 ②住民票及び納税証明書 ③登録物件に係る売買又は賃貸契約書の写し ④誓約書（様式第2号） ⑤その他町長が必要と認める書類）
- ・ 実績報告書等の提出

(添付書類等：①引越費用に係る領収書の写し ②転入後の住民票の写し ③その他町長が必要と認める書類)

【交付までの流れ】

①交付申請（引越前）⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤額の確定⇒
⑥指定口座へ振込

【備考】